

奈良市自治会交付金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、自治会に対し、当該自治会の事業に要する経費の一部について自治会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「自治会」とは、地域住民のコミュニケーションの緊密化と福祉向上を図るため、各町又はこれに準ずる単位で自主的に結成された住民組織をいう。

(対象)

第3条 交付金の対象は、別表に掲げる地域コミュニティの推進に必要な事業を実施している自治会とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算に定める額の範囲内において、市長が定めるものとする。

2 前項の交付金の交付基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 交付金は、当該年度の4月1日現在において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。
- (2) 当該年度途中で新たに結成された自治会にあつては、前号の規定にかかわらず、結成時において、当該自治会に加入している世帯数をもって算定する。ただし、当該年度の4月1日現在において結成されていた自治会を構成する者が、年度途中で当該自治会を退会し、新たに自治会を結成した場合（分割して別に自治会を結成した場合を含む）は、当該新たに結成された自治会には、交付金を交付しない。
- (3) 交付金は、市の会計年度ごとに算定する。ただし、当該年度の途中で結成された自治会に対しては、その結成の月から当該年度末までの月数により算定する。

(交付金の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、自治会交付金申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出す

るものとする。

(1) 前年度自治会事業報告書・当該年度自治会事業計画書（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに交付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書（別記第3号様式）により通知し、交付金を交付するものとする。

（変更等の承認）

第7条 自治会長は、交付申請内容を変更しようとするときは、直ちに変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 自治会長は、事業が完了したときは、速やかに事業報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。交付金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また、同様とする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号のほか事業に関して交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他この要項に違反したとき。

（交付金の返還）

第10条 市長は、自治会が次のいずれかに該当するときは、交付金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、既に交付した交付金の全部又は一部の交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条の規定による変更承認により、返還の必要があると認められたとき。
 - (2) 第8条の規定による実績報告の内容を審査した結果、交付対象経費が交付額に満たないとき。
 - (3) 第9条の規定により交付金の交付の決定を取り消したとき。
- (その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和59年4月2日から施行し、昭和59年度分の交付金から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 奈良市自治会交付金要綱（昭和56年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成15年4月1日改正）

この要綱は、平成15年度分の交付金から適用する。

附 則（平成24年4月1日改正）

この要綱は、平成24年度分の交付金から適用する。

附 則（平成31年4月1日改正）

この要綱は、平成31年度分の交付金から適用する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要項は、令和3年度分の交付金から適用する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要項は、令和4年度分の交付金から適用する。